

全体財務書類 注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産の評価基準及び評価方法

原則、取得原価としています。

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

① 昭和 59 年度以前に取得したものは再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 昭和 60 年度以後に取得したもの

ア 取得原価が判明しているものは取得原価

イ 取得原価が不明なものは再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

なお、地方公営企業会計については、原則、取得原価としています。

(2) 無形固定資産の評価基準及び評価方法

原則、取得原価としています。

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

① 取得原価が判明しているものは取得原価

② 取得原価が不明なものは再調達原価

なお、地方公営企業会計については、原則、取得原価としています。

(3) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券は償却原価法（定額法）により計算した額

ただし、取得価額と債券金額との差額について、重要性が乏しいと認められる場合、取得原価により計上しています。

② 満期保有目的以外の有価証券等

ア 市場価格のあるものは会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないものは取得原価

③ 出資金 出資金額

(4) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

各地方公営企業会計の判断により、先入先出法、移動平均法による原価法によっています。

(5) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産 定額法によります。

② 無形固定資産 定額法によります。

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引により得た資産 定額法によります。

④ 所有権移転外ファイナンス・リース取引により得た資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によります。

(6) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金で、連結対象団体（会計）に係るものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

なお、実質価額が回復する合理的な見通しがある場合はこの限りではありません。

② 徴収不能引当金

未収金については、決算年度を含めた過去一定期間の不納欠損率の平均により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権についても同様としています。

なお、貸付金については、上記と同様の考えに基づきますが、未収金または長期延滞債権に移行したのちに不納欠損処理を行うことから、個別に回収可能性を検討し、必要と認められる場合に徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額（一般会計等については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額）を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(7) リース取引の処理方法

所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

それ以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

ただし、一部の地方公営企業会計においては、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円を超えるファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(8) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物としています。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

(9) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、地方公営企業会計においては、税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更はありません。

3 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

保証債務及び損失補償債務負担の状況は、次のとおりです。

| 団体（会計）名 | 確定債務額 | 未確定の損失補償債務等 | | 総額 |
|---------------|-------|-------------|-----------|--------|
| | | 損失補償等引当金計上額 | 貸借対照表未計上額 | |
| 公益社団法人岩手県農業公社 | - | 64 百万円 | 27 百万円 | 91 百万円 |

(2) 係争中の訴訟等

現時点で係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている概要は次のとおりです。

| 類型 | 概要 | 件数 | 損害賠償請求金額 |
|------|---|-----|----------|
| 民事訴訟 | 県側の不法行為や債務不履行責任による損害賠償等を求める訴訟（国家賠償に基づくものを除く。） | 6 件 | 237 百万円 |

4 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

| 会計名 | 区分 | | 連結方法 | 比率連結割合 |
|------------|----------|--------|------|--------|
| 県立病院等事業会計 | 地方公営事業会計 | 公営企業会計 | 全部連結 | - |
| 電気事業会計 | 地方公営事業会計 | 公営企業会計 | 全部連結 | - |
| 工業用水道事業会計 | 地方公営事業会計 | 公営企業会計 | 全部連結 | - |
| 流域下水道事業会計 | 地方公営事業会計 | 公営企業会計 | 全部連結 | - |
| 港湾整備事業特別会計 | 地方公営事業会計 | その他 | 全部連結 | - |
| 国民健康保険特別会計 | 地方公営事業会計 | その他 | 全部連結 | - |

- ① 地方公営事業会計は、全て全部連結対象としています。
- ② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。
- ③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額等が一致しない場合があります。

(2) 売却可能資産の範囲及び内訳

① 範囲

原則として、県有未利用資産等財産別活用・処分計画等において、売却方針とされている資産を計上しています。

② 内訳

| 科目 | 貸借対照表の簿価 |
|----------|-----------|
| 事業用資産／土地 | 1,408 百万円 |
| 事業用資産／建物 | 125 百万円 |